

# 石川県公報

平成28年9月30日

第12940号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目

## 次

告 示		目 次	
○一般競争入札の落札者等	(行政経営課)	1	○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課) 7
○一般競争入札の落札者等	(管財課)	1	○入札公告 (教育委員会事務局) 7
○土地収用法に基づく事業の認定	(監理課)	2	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (警察本部) 9
公 告			選挙管理委員会
○政府調達に関する協定に係る入札公告	(行政経営課)	4	○政治団体の届出の公表 11
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(県民交流課)	5	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 11
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課)	5	○政治団体の解散の届出の公表 12
○予防接種を行う医師に係る公告	(同)	6	○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表 12
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	6	○不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定 12
			○不在者投票を取り扱うことのできる施設の名称の変更 12

## 告

## 示

## 石川県告示第451号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成28年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
ネットワーク強靱化に係る機器 借上げ
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部行政経営課情報システム室  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
平成28年9月9日
- 落札者の名称及び所在地  
北陸通信ネットワーク株式会社  
金沢市西念1丁目1番3号
- 落札金額  
97,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成28年7月29日

## 石川県告示第452号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成28年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
ゲルマニウム半導体検出器付き核種分析装置 一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成28年9月12日
- 4 落札者の名称及び所在地  
セイコー・イージーアンドジー株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目8番地
- 5 落札金額  
29,268,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成28年8月2日

**石川県告示第453号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成28年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 起業者の名称  
学校法人金沢学院大学
- 2 事業の種類  
第四清鐘寮建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
金沢市末町四字地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について  
申請に係る事業は、金沢市末町四字地内を起業地とする「第四清鐘寮建設事業」（以下「本件事業」という。）である。  
本件事業は、起業者が運営する大学及び短期大学に籍を持つ女子学生専用の学生寮を建設する事業であり、法第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。  
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である学校法人金沢学院大学は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。  
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について  
ア 得られる公共の利益

起業者は、市街地から離れた郊外（以下「本件地域」という。）に大学、短期大学、附属高校（以下「大学等」という。）を運営しており、通学が困難な学生を対象に勉学に専念できる環境を提供するため大学等周辺に学生専用の寮を運営している。

起業者は寮を単なる住居とするのではなく、寮生活を教育の一環に据え、金沢市や町会と連携し、ボランティア活動や本件地域のイベント等へ積極的に参加し地域貢献を通じた人材育成に取り組んでいる。また、本件地域は高齢化が進んでおり、地域に居住する若い力は貴重な存在であると言える。

金沢市や本件地域と連携し、地域の発展及び人材の育成に取り組んでいるが、男女共同参画社会の形成により、女性の社会進出が進む近年、女子学生の更なる地域への参加が望まれている。

現在、起業者が運営する女子大学生及び女子短期大学生専用の寮は 1 棟である。定員に対して入寮希望者が多く、遠方の学生を優先しているため、希望しても入寮できない場合があり、十分に安定した環境の提供が行えていない状況である。

本件事業の完成により、本件地域に居住する女子学生が増え、若い女性独自の観点や柔軟な発想力を地域に反映させることで、更なる地域の発展が期待され、地域貢献を通じた女性の人材育成に寄与するものと認められる。

また、大学等は災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難場所に指定されており、本件事業により建設する第四清鐘寮は避難場所の補助的施設として、女性の避難場所とするなどの計画であり、災害等の非常事態の際にも有用性があると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のための特別な措置を講ずべき文化財及び動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

(ア) 公共交通の便のよい場所に位置し、学生が利用しやすいこと。

(イ) 事業の施行に必要な面積が確保できること。

(ウ) 寮の効果が発揮しやすい場所であること。

(エ) 技術的に施工が比較的容易であり、経済性を有すること。

以上の条件により候補地として3箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性、経済性等により比較検討されているが、本件事業の起業地申請案が最も適切と認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、女子大学生及び女子短期大学生専用の寮は、定員に対して入寮希望者が多く、十分に安定した環境の提供が行えていない状況であるとともに、本件地域からは女子学生の更なる地域への参加が望まれており、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要性があると認められる。

また、全国的に自然災害が多数発生しているなか、世間の防災対策への関心は非常に強く、避難場所となる施設の整備は本件地域の人々にとっても重要なものである。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

金沢市総務局総務課

## 公 告

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成28年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

ネットワーク強靱化に係るライセンスの調達

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年12月28日まで

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成28年石川県告示第182号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 当該公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課情報システム室

電話番号 076-225-1322 F A X 番号 076-225-1319

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成28年11月11日（金）午前10時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成28年11月11日（金）午前10時 石川県庁行政庁舎811会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金  
免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否  
要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無  
無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Software license for computer networks toughening

(2) Delivery period

From Contract day through December 28 2016

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

10:00 a.m. November 11 2016

(5) Contact point for the notice

Information System Office, Administrative Management Division, General Affairs Department, Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan

Phone +81-76-225-1322

---

### 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成28年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成28年9月2日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 輪島あすなろふたばの会

3 代表者の氏名

皆戸 政利

4 主たる事務所の所在地

輪島市河井町14部13番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する障害者に対して、生活意欲の改善指導および作業指導に関する事業を行い、障害者の自立更生と社会復帰に寄与することを目的とする。

---

### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令

(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
秋 田 千 里	県内全域	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地 公立穴水総合病院
澤 村 俊 孝	〃	加賀市手塚町サ150番地 独立行政法人国立病院機構 石川病院
松 田 史 郎	〃	金沢市片町2丁目26番11号 松田産婦人科医院

#### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
小 西 正 剛	県内全域	小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険 小松市民病院
澤 田 慧	〃	〃
松 田 一 郎	〃	金沢市本町1丁目2番27号 林病院
松 本 吉 典	〃	〃
黒 瀬 輝 彦	〃	〃
中 島 久美絵	〃	〃
高 島 利 一	〃	〃
西 願 司	〃	〃
森 田 卓 朗	〃	〃
橋 本 篤	〃	金沢市赤土町ニ13番地6 石川県済生会金沢病院
唐 島 成 宙	〃	〃

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成28年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルエー寺井店  
能美市寺井町た80番ほか16筆
- 2 変更する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 出入口の数 3箇所  
位置 縦覧による。  
(変更後) 出入口の数 4箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成28年10月15日

4 変更する理由

店舗敷地北側に市道が新設されたことにより、駐車場の出入口の数及び位置を変更（出入口1箇所を増設）することになったため

5 届出年月日

平成28年9月16日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び能美市産業建設部商工課

7 届出等の縦覧期間

平成28年9月30日から平成29年1月30日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成29年1月30日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 美園川ライス	金沢市才田町は118番地	金沢市才田町は92番ほか1筆
農事組合法人 トミヨの里	羽咋郡志賀町末吉畷8番地	羽咋郡志賀町末吉中畷101番ほか149筆
有限会社 内浦アグリサービス	鳳珠郡能登町字清真25字14番地	鳳珠郡能登町字泉ろ字2番2ほか60筆

2 認可年月日

平成28年9月30日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成28年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借上件名及び数量

自動体外式除細動器（AED）借上げ 6台

(2) 調達件名の特質等

仕様書等による。

(3) 借上期間

平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 借上場所

別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成

9年石川県告示第581号)に基づき、平成28年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

#### (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

##### ア 提出期間

平成28年9月30日(金)から同年10月17日(月)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

##### イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

##### ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県教育委員会事務局生涯学習課

##### エ 提出方法

持参により提出すること。

#### (2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成28年10月20日(木)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

### 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

#### (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎17階  
石川県教育委員会事務局生涯学習課  
電話番号 076-225-1836(内線5605) FAX番号 076-225-1838

#### (2) 交付期間

平成28年9月30日(金)から同年10月17日(月)まで(県の休日を除く。)

#### (3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

### 5 入札の日時及び場所

平成28年10月25日(火)午後3時  
石川県庁行政庁舎14階 1411会議室

### 6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間中の賃借料の総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載さ



れた金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

#### 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 12 その他

詳細は、入札説明書による。

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成28年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

- (1) 契約件名及び数量  
分析走査電子顕微鏡システム賃貸借契約 一式
- (2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。
- (3) 借上期間  
平成29年1月1日から平成38年12月31日まで
- (4) 設置場所  
別途指定する場所
- (5) 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成28年石川県告示第182号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。  
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(5)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成28年10月28日（金）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所及び競争入札参加資格の申請場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成28年11月11日（金）正午（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成28年11月11日（金）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

(5) 競争入札参加資格の申請場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

### 6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented

- Analytical Scanning Electron Microscop System 1set
- (2) Period of lease  
1 January 2017-31 December 2026
- (3) Delivery place  
To be specified later
- (4) Time limit of tender  
Noon 11 November 2016
- (5) Contact Point for the notice  
Finance Division Ishikawa Prefectural Police Headquarters  
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8553 Japan T E L 076-225-0110

**選 挙 管 理 委 員 会**

**石川県選挙管理委員会告示第87号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成28年9月30日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岸 博 一 後 援 会	若 狭 隆 太 郎	山 本 泰 夫	羽咋市旭町ア231-1	平成28年8月2日
羽咋創生市民会議	浅 野 俊 二	武 田 一 伯	羽咋市御坊山町9-8	平成28年8月23日

**石川県選挙管理委員会告示第88号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月30日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自 由 民 主 党 石川県ときわ会支部	中川 博義	会計責任者	木 道 弘 之	清 水 勉	平成28年7月26日
自 由 民 主 党 石川県支部連合会	福村 章	代 表 者	福 村 章	北 村 茂 男	平成28年7月31日
		会計責任者	作 野 広 昭	米 田 昭 夫	
自由民主党金沢支部	下沢 佳充	代 表 者	下 沢 佳 充	紐 野 義 昭	平成28年8月21日
		会計責任者	松 村 理 治	清 水 邦 彦	

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
田中てつや後援会	田中 哲也	代 表 者	田 中 哲 也	田 中 實	平成28年8月1日
		会計責任者	坂 本 博 胤	岩 倉 秀 磨	
全国旅館政治連盟 石 川 県 支 部	多田 計介	主たる事務所 の所在地	金沢市駅西本町1 丁目14-29	金沢市此花町6- 10	平成28年8月18日

## 石川県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月30日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
清進会	木 本 利 夫	平成28年7月31日
中谷喜和後援会	森 雪 枝	平成28年8月31日
自治体改革研究会	中 谷 喜 和	平成28年8月31日

## 石川県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成28年9月30日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(法第19条第3項第2号による届出)

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
中 谷 喜 和	自治体改革研究会	平成28年8月31日

## 石川県選挙管理委員会告示第91号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

平成28年9月30日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称	所 在 地
特別養護老人ホームかんじん川北	能美郡川北町字壱ツ屋225番地1

## 石川県選挙管理委員会告示第92号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設について、名称を変更した旨の届け出があったので、次のとおり告示する。

平成28年9月30日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称	所 在 地
新 指定障害者支援施設 やすらぎ	加賀市潮津町△69-1
旧 指定障害者支援施設 なんなん	